

革製品の販売業者 5 社に対する排除命令について

平成 21 年 1 月 8 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、「銀座エンゼル」と称するブランドの革製品（以下「銀座エンゼルブランド商品」という。）の販売業者 5 社（以下「5 社」という。）の当該商品に係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第 4 条第 1 項第 1 号（優良誤認）及び同項第 3 号（商品の原産国に関する不当な表示）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第 6 条第 1 項の規定に基づき、5 社に対して、排除命令（別添排除命令書 1 ないし 5 参照）を行った。

1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
全日空商事株式会社	東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号	代表取締役 中野 雅男
株式会社ジエ・エー・ エフ・サービス	東京都港区芝大門一丁目 1 番 3 0 号	代表取締役 川島 和義
株式会社ジェイアール 東日本商事	東京都渋谷区代々木二丁 目 2 番 2 号	代表取締役 齋藤 卓夫
株式会社エスシー・カ ードビジネス	東京都港区海岸一丁目 2 番 2 0 号	代表取締役 田所 俊一
株式会社ウイングツウ ワン	東京都新宿区西新宿五丁 目 2 番 6 号	代表取締役 吉川 弘敏

2 排除命令の概要

(1) 違反事実の概要

ア 5 社は、別表記載のとおり、それぞれ、銀座エンゼルブランド商品を一般消費者に販売するに当たり、あたかも、過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており、銀座エンゼルブランド商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該事業者は平成 10 年に閉店して以降、当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく、当該商品は当該事業者が製造したものではなかった。

イ 5 社は、別表記載のとおり、それぞれ、銀座エンゼルブランド商品を一般消費者に販売するに当たり、あたかも、銀座エンゼルブランド商品の原産国が我が国であるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該商品の原産国は中華人民共和国であった。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03 - 3581 - 3377（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

(2) 排除措置の概要

ア 前記(1)の表示は、銀座エンゼルブランド商品の内容について一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨及び銀座エンゼルブランド商品の原産国について一般消費者に誤認される表示である旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

1 全日空商事株式会社

商品名	表示媒体 (表示期間)	表示内容	実際
大容量ウォレット, 山羊革袋縫い財布, セカンドマルチケース, 山羊革フレームポーチ, 山羊革マネークリップ財布, 二つ折りウォレット, カード40枚収納ウォレット, マチ幅調節クラッチバッグ及び2WAY薄型バッグ	通信販売用カタログ及びウェブサイト (平成19年5月ころから平成20年9月ころまで)	【例えば, 「ANA SKY SHOP 2007 5・6月号」と称する通信販売用カタログ・「大容量ウォレット」と称する商品】 「銀座の「幻の老舗」に依頼、100万円収納可能。」「各界の著名人にこよなく愛された革製品の老舗、銀座エンゼル。今では馴染み客の注文しか受け付けないこの名店に依頼し、風格に満ちた逸品が完成。」及び「オーダーメイド革製品の名店として半世紀、平成5年に惜しまれつつ閉店。現在注文を受けるのは、ごく限られた昔ながらの得意客のみ。」と記載することにより、あたかも、過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており、当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示	当該事業者は平成10年に閉店して以降、当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく、当該商品は当該事業者が製造したものでなかった。
		【例えば, 「ANA SKY SHOP 2007 5・6月号」と称する通信販売用カタログ・「大容量ウォレット」と称する商品】 「日本製」と記載することにより、あたかも、当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示	当該商品の原産国は中華人民共和国であった。

2 株式会社ジエ・エー・エフ・サービス

商品名	表示媒体 (表示期間)	表示内容	実際
大容量のウォレット, 山羊革フレームポーチ, 山羊革多機能セカンドバッグ	会員誌, 通信販売用カタログ及びウェブサイト (平成18年11月ころから平成20年7月ころまで)	【例えば, 「JAF Mate 2006年12月号」と称する会員誌・「大容量のウォレット」と称する商品】 「1948年に創業し、著名人にも支持されたオーダーメイド専門店<銀座エンゼル>。惜しまれながら閉店した1998年以降は昔からのなじみ客の注文のみを生産しています。その銀座エンゼルに別注で依頼し、生産されたのが30枚のカード類と新札100枚を持ち運べる、収納力豊かなこの財布。」と	当該事業者は平成10年に閉店して以降、当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく、当該商品は当該事業者が製造したものでなかった。

商品名	表示媒体 (表示期間)	表示内容	実際
		記載することにより、あたかも、過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており、当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示	
		【例えば、「JAF Mate 2006年12月号」と称する会員誌・「大容量のウォレット」と称する商品】 「日本製」と記載することにより、あたかも、当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示	当該商品の原産国は中華人民共和国であった。

3 株式会社ジェイアール東日本商事

商品名	表示媒体 (表示期間)	表示内容	実際
大容量のウォレット及びギャルソンウォレット	通信販売用カタログ及びウェブサイト (平成19年3月ころから平成20年9月ころまで)	【例えば、「NRE Train Shop 2007 4 / 5月号」と称する通信販売用カタログ・「大容量のウォレット」と称する商品】 「100万円の札束とカード30枚が入る、銀座の老舗「エンゼル」が手掛けた大容量ウォレット。」及び「1948年創業。多くの著名人に愛された、オーダーメイド革製品の老舗。1998年に惜しまれつつ閉店。以降はなじみ客の注文のみを生産しています。」と記載することにより、あたかも、過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており、当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示	当該事業者は平成10年に閉店して以降、当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく、当該商品は当該事業者が製造したものではなかった。
		【例えば、「NRE Train Shop 2007 4 / 5月号」と称する通信販売用カタログ・「大容量のウォレット」と称する商品】 「日本製」と記載することにより、あたかも、当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示	当該商品の原産国は中華人民共和国であった。

4 株式会社エスシー・カードビジネス

商品名	表示媒体 (表示期間)	表示内容	実際
大容量ウォレット、ギャルソンウォレット及び山羊革フレームポーチ	通信販売用カタログ、チラシ及びウェブサイト (平成18年10月ころから平成20年9月ころまで)	【例えば、「VISA HOME SHOPPING 2006年11月号」と称する通信販売カタログ・「大容量ウォレット」と称する商品】 「銀座エンゼルに特別注文した、大容量のウォレット。」及び「1948年の創業以来、腕の確かな職人による、オーダーメイドの革製品を手掛けてきた老舗“銀座エンゼル”。大量生産ができないことから現在は店舗を閉め、昔ながらのお客様からのオーダーのみを受け付けています。その銀座エンゼルに特別注文してできあがったのが、紙幣約100枚とカード30枚を収納できる大容量のウォレット。」と記載することにより、あたかも、過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており、当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示	当該事業者は平成10年に閉店して以降、当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく、当該商品は当該事業者が製造したものでなかった。
		【例えば、「VISA HOME SHOPPING 2006年11月号」と称する通信販売カタログ・「大容量ウォレット」と称する商品】 「日本製」と記載することにより、あたかも、当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示	当該商品の原産国は中華人民共和国であった。

5 株式会社ウイングツーワン

商品名	表示媒体 (表示期間)	表示内容	実際
山羊マネークリップ、大容量ウォレット及び山羊革フレームポーチ	一般日刊紙 (平成20年1月ころから同年8月ころまで)	【例えば、平成20年6月10日付け一般日刊紙に掲載した広告・「山羊マネークリップ」と称する商品】 「革製品の老舗『銀座エンゼル』、マネークリップ財布！ 1948年から半世紀、その老舗より、男の余裕を感じさせる、マネークリップが登場！」、「著名人をはじめ、多くの方々に愛用されていた「銀座エンゼル」が手掛けた逸品！」及び「オーダーメイド革製品の老舗『銀座エンゼル』は、昔からの愛用者か	当該事業者は平成10年に閉店して以降、当該商品について得意先からのみ受注して製造しているという事実はなく、当該商品は当該事業者が製造したものでなかった。

商品名	表示媒体 (表示期間)	表示内容	実際
		<p>ら、注文があった時だけ受注しています。この度『銀座エンゼル』の特別発注でお分けできるようになったのが、伝統素材である山羊革を贅沢に使用し、古来より伝わる独特の製法で仕上げたマネークリップ財布。」と記載することにより、あたかも、過去に東京都中央区銀座に所在した老舗である革製品製造販売業者は現在では得意先からのみ受注して製造しており、当該商品は当該事業者が製造したものであるかのように示す表示</p>	
		<p>【例えば、平成20年6月10日付け一般日刊紙に掲載した広告・「山羊マネークリップ」と称する商品】</p> <p>「日本製」と記載することにより、あたかも、当該商品の原産国が我が国であるかのように示す表示</p>	<p>当該商品の原産国は中華人民共和国であった。</p>

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 （省略）

（排除命令）

第六条 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令（以下「排除命令」という。）は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

2 及び 3 （省略）

商品の原産国に関する不当な表示（抜粋）

（昭和四十八年公正取引委員会告示第三十四号）

- 1 （省略）
- 2 外国で生産された商品についての次の各号の一に掲げる表示であつて、その商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるもの
 - 一 その商品の原産国以外の国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類するものの表示
 - 二 その商品の原産国以外の国の事業者又はデザイナーの氏名、名称又は商標の表示
 - 三 文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されている表示

備考

- 1 この告示で「原産国」とは、その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行なわれた国をいう。
- 2 （省略）